

電力の小売全面自由化とそれに伴う 「電力取引監視等委員会」の設置について

【電気料金自由化の経緯】

平成十二年から進められてきた電気料金の自由化は、当初、使用する電気が特別高圧で二千kW以上の需要家（大規模工場やデパート等）を対象に既存の電力会社や新たな発電会社と競争の中で決めることができる制度でした。その後、平成十六年度には高圧で五百kW以上の中規模な工場やスーパーなどが対象に、平成十七年度は高圧で五十kW以上の中小ビルや小規模な工場などが使用する規模まで段階的に電気料金の自由化を進めてきました。（沖縄電力株の自由化は当初一万kW、六万V以上から始まり、平成十六年度から特別高圧で原則二千kW以上の需要家に拡大しました。）平成二十八年四月からは沖縄電力株を含めた全ての地域で最後の規制対象であつた低圧で五十kW未満である一般家庭やコンビニなどの需要家への料金の選択が自由となります。

電力システム改革
平成二十八年四月一日～

これまでの電気は、全国十箇所の一般電力会社が地域を独占して発電した電気を送電し配電・降圧したもの販売していました。電力システム改革では、平成二十八年四月からは次のような内容で改革され料金選択の自由化が進みます。

○ポイント1.

最後の規制対象であつた低圧で

五十kW未満である一般家庭やコンビニなどの需要家への料金選択が自由化となります。

○ポイント2.

発電部門は発電事業者、送配電

部門は送配電事業者、小売部門は小売電気事業者に分かれ、どの地域からでも、どの発電所からでも自由に安い電気を買入れること

が可能となり、既存の電力会社（小売部門）と新たな小売電気事業者の電気料金メニューを比較し選択できるようになります。

一・発電事業者

これまでの大手電力会社の発電部門と、大型の自家用発電設備を持ち余剩電力がある製造工場や、蓄電池を併用した大規模な再生可能エネルギーを使って安定的に販売する発電事業者などが競争することで安い電気を小売電気事業者へ卸すことが想定されます。

二・送配電事業者

また、送配電線は既存の電力会社が引き続き送配電事業者（五年後をめどに別法人として分離を予定）として管理し、新規参入の小売電気事業者が同様に利用し競争出来るようになります。送配電線の使用料を公平な料金で設定するように国が規制し監視することに

三・小売電気事業者

さらに小売電気事業者は、競争する発電事業者から安い電気を集めて送配電線使用料金を加味して消費者に対して安い料金メニューを提示することが期待されています。その他、通信会社や今後自由化商品としてより差別化をした安い料金メニューの選択肢が広がることも期待されています。

今年4月1日から電力の小売全面自由化が始まります！

1 家庭でも電力会社を選べるようになります。

「〇〇地方出身だから〇〇地方の電力会社から買いたい」「今より安い電力会社に乗り換える」全国レベルで自由に電気を売れるようになります。

2 電気代を少しでも安く。

電力会社がもっと競争することで、発電用の燃料コストが上昇する中でも、電気代を最大限抑制します。

3 我慢の節電から、ライフスタイルに合わせた節電へ。

夏のお昼など、電気の使用のピークのときだけ料金が高くなり、他の時間帯は安くなる料金メニューが選べるように。無理なく省エネができる、お財布にもやさしい節電へ。

4 企業にとても電気の選択肢が増えます。

コンビニや町工場でも電力会社やメニューを自由に選べようになります。

沖縄県内の課題

沖縄県は、本土のように北海道から九州までの送電線が繋がって電気の融通が行える体制がなく、また大型の自家用発電設備をもつた大規模な工場等もなく、県内の需要量も限られているなどの要因から競争原理が働きづらい環境になつており、今後は競争の推進等が課題となっています。

電力取引監視等委員会について

電力システム改革は、規制の撤廃を通じて健全な競争を促し、①電力の安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を実現することを目指しています。

電力取引監視等委員会は、その改革の一翼を担うべく、電力市場の厳正な監視及び適正取引・競争ルール策定等の建議を行う組織とせず、経済産業大臣直属の機関として平成二十七年九月に設立されました。

（主な業務）
一、一般電気事業者に対する監査
二、電力取引監視室の設置
三、特定供給の許可にあたつての審査
四、苦情・相談対応

（主な業務）

一、電力取引やネットワーク部門の中立性確保に係る厳正な監視

二、電気事業者に対する報告徴収・立入検査

三、特定供給の許可にあたつての審査

二、電気事業者に対する報告徴収・立入検査

消費者の皆様は事業者から十分に説明を聞いた上で契約を結ぶようにお願いします。

（内線84700）

四、苦情・相談対応

なお、電力取引監視室においても今年四月からは組織改編により「電力・ガス取引監視室」となります。

・適正取引や各種行為規制等のルールの原案を作成し、経済産業大臣へ建議

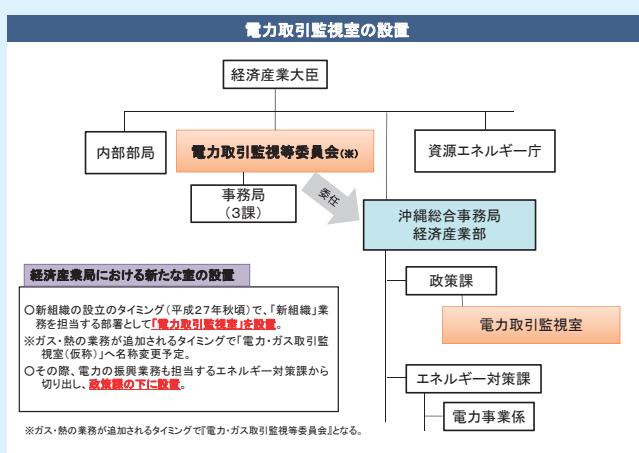
また、今年四月からは、来年度（平成二十九年四月）から実施されるガスシステム改革に先だつての手続き審査を当該委員会が行うため、「電力・ガス取引監視等委員会」と組織改編が行われます。

地方局に電力取引監視室の設置

各地方経済産業局（沖縄総合事務局経済産業部）では、委員会から委任を受けて電力取引の監視等業務を行う部署として平成二十七年九月に「電力取引監視室」が設置されました。

最後に

平成二十八年四月から、国の登録を受けた小売電気事業者から電気を購入できるようになります。



万が一、悪質な事業者がいたら

例えば…

- 「国の登録を受けていないのに『国の登録を受けた』といって営業をしている事業者がいる」
- 「『〇〇電力より5%安く電気を売ります』と言われたのに、それより高い料金を請求された」
- 「今より安く電気を売るから1年分前金を」と言わされて支払って以降、連絡が付かない」
- 「契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた」
- 「解約を申し出たところ、法外な解約料を請求された」
- 「解約を申し出たところ、嫌がらせや脅しを受けた」
- 「『電気と〇〇のセットにすれば安くなる』と言われ、求めていない商品をセット販売された」
- 「苦情や問合せをしてもまともに対応してくれない」など悪質な事業者がいたら…



こちらまで

○内閣府沖縄総合事務局経済産業部
TEL: 03-3501-5725
<http://www.emsc.meti.go.jp/info/faq/>
○内閣府沖縄総合事務局経済産業部
TEL: 098-866-0031